

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

工事名	気象庁清瀬庁舎（16）電気設備改修その他工事	
工事種別	電気設備工事	
工事場所(都県)	東京都	
工事場所(市区町村)	清瀬市中清戸3-235	
工事発注規模	20億円以上	
工事概要	敷地面積 19,620 m ² 【既存】 (庁舎) 構造 鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階建 建築面積 約1,900m ² 延べ面積 約5,900m ² 用途 庁舎 他2棟 工事種目 電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、電力貯蔵設備、中央監視制御設備、構内配電線路、構内通信線路、建築工事	
担当事務所	甲武宮繕事務所	
公告日/期限日/開札日	H28.9.29 / H28.10.24 / H29.1.16	
工期末	H30.6.29	
入札契約方式/落札方式	一般競争入札(標準型) / 総合評価落札方式(技術提案評価型S型(WTO))	
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が、1,100点以上であること。
	本店・支店・営業所の所在地	—
	企業の施工実績等	平成13年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の新設又は更新の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。ただし、建築一式工事及び請負代金額が500万円未満の工事における施工実績は含まない。 1. 工事種目 交流無停電電源装置(機器、機材、配管配線等の施工及び試験・調整を含む工事とする。ただし、公共建築工事標準仕様書(電気

		<p>設備工事偏)平成28年版第4編第2章第2節2. 2. 1 (C)で定める簡易形を除く。)</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとする。</p> <p>なお、当該実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが上記施工実績を有すること。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
	<p>配置予定技術者の資格、工事経験等</p>	<p>次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、特定建設工事共同企業体として本工事の入札に参加する場合にあっては、原則として代表者の技術者を配置すること。</p> <p>また、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>① 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>② 1人の者が、平成13年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の新設又は更新の工事経験を有する者であること。</p> <p>ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進 PPP に従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。ただし、建築一式工事及び請負代金額が500万円未満の工事における工事経験は含まない。</p> <p>1. 工事種目 交流無停電電源装置(機器、機材、配管配線等の施工及び試験・調整を含む工事とする。ただし、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事偏)平成28年版第4編第2章第2節2. 2. 1 (C)で定める簡易形を除く。)</p> <p>ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとする。</p> <p>なお、当該経験が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のうち1社の主任(監理)技術者が上記の工事経験を有していればよい。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。</p> <p>③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p>